

高等専門学校専攻科の概要

資料 9

中央教育審議会大学分科会
高等専門学校特別委員会
(第2回) H19. 4. 13

概要

- 目的 卒業生を対象に、精深な程度において、特別な事項について教授し、その研究を指導する。

大学審議会答申(H3)

- ・卒業後も高等専門学校に留まって大学への編入学とは別に高等専門学校生としてのアイデンティティを保持しながら、より高度の教育研究指導を受ける。
- ・高等専門学校卒業生をはじめとする社会人の再教育のニーズに応える。
- ・高等専門学校の研究機能を強める。

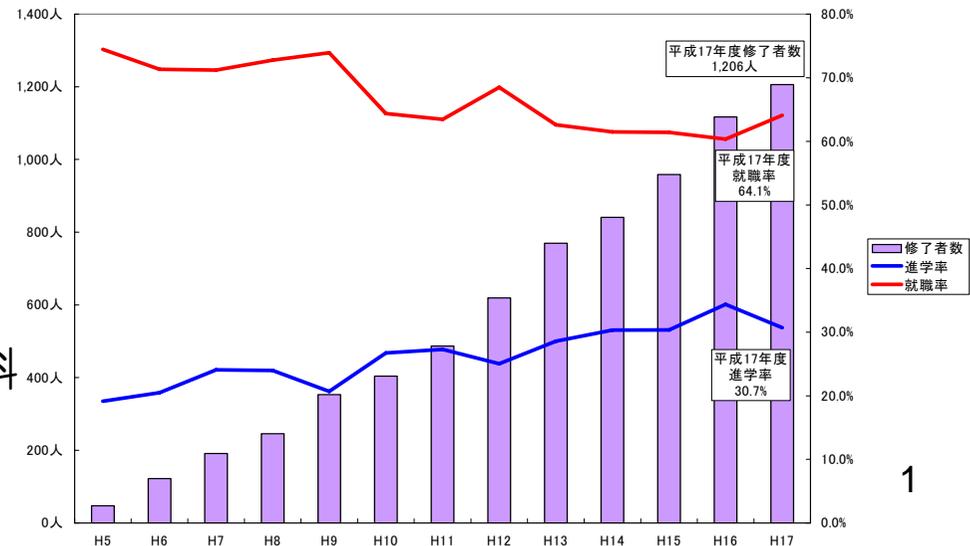
- 修業年限 2年（学校教育法上は1年以上）

- 学位 修業修了後は（独）大学評価・学位授与機構の審査を経て学士の学位取得可

- 進路 修了後、就職のほか大学院へ進学可

- 入学定員 国立高専専攻科の定員は国立高等専門学校機構の中期計画において、「本科の入学定員の10%程度」とされている。

専攻科修了生の進路状況



高等専門学校専攻科の概要

教育課程等

- 設置基準上の定めはないが、大学評価・学位授与機構（以下機構）において、学士取得の要件が定められている。

前提：機構が認定した専攻科における2年以上の学修で62単位以上を修得。

○専攻科認定の要件

- ・教育課程が大学教育に相当する水準を有するもの。
- ・授業科目が高等専門学校の学科等とは別個に設置。
- ・授業科目を原則として専任教員が担当し、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置。
- ・授業科目を担当する教員が、大学設置基準に定める教授、准教授、講師に相当する資格を有する者。
- ・学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備。

○単位認定の要件（高等専門学校本科ですでに修得した専攻に係る単位も含めて算定）

- ・機構が定める専攻区分ごとに専攻に係る学芸が体系的に履修されていること。
（専攻の区分ごとに修得単位が機構の審査の基準を満たすこと）
- ・専攻に係る単位を合計62単位以上を修得。
- ・うち31単位は高等専門学校本科を卒業した後に専門的な内容の授業科目を含めて修得。

学校、学生の概要

設置者別学校数、在学生数等の現状（平成18年度）

	専攻科数 (高等専門学校全数)	入学定員	在学生数
	校	人	人
計	60 (64)	1,076	2,993
国立	54 (55)	948	2,762
公立	4 (6)	96	197
私立	2 (3)	32	34

注) 在学生数は学校基本調査報告書による